

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	瀬田浦クリーク水質浄化事業事後評価業務
委託業務場所	大津市 大江一丁目ほか
概要	1. 浄化施設の性能評価 一式 2. 臭気状況の評価 一式 3. 事業効果の評価 一式 4. 報告書取りまとめ 一式
契約期間	委託業務開始日 から 令和 6 年 1 月 31 日まで
契約年月日	令和 5 年 6 月 1 日
契約金額	5, 280, 000円
契約の相手方	[名称] 公益財団法人 日本下水道新技術機構 [所在地] 東京都新宿区水道町3番1号
契約相手方の選定理由	公益財団法人日本下水道新技術機構は、当初計画策定時の共同研究における研究資料や水質浄化に関する豊富な知識を有している。また、本事業の経過や計画策定時の考え方等を熟知している。 公益財団法人日本下水道新技術機構以外のものが本業務を行う場合には、当該事業の経過や研究結果等を正確に理解して業務を開始することが求められるが、理解していない場合には業務に遅れが生じることとなり、新世代下水道支援事業制度における採択期限である令和5年度末に向けた関係機関との協議や地元等の関係各所への説明資料等の作成に支障が生じることとなる。 以上のことから、本業務においては、公益財団法人日本下水道新技術機構と随意契約を締結する。
担当課・電話番号	下水道整備課・077-528-2767
根拠規程	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。